

令和 8 年秋の全国交通安全運動の実施に伴う

首都交通対策協議会安全部会幹事会

令和 8 年 7 月 1 4 日（火曜日）

午後 2 時 00 分開会

○都民安全総合対策本部 松崎

それでは、定刻となりましたので、只今から「首都交通対策協議会幹事会」を開催いたします。私は事務局の都民安全総合対策本部の松崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、開会にあたり、都民安全総合対策本部総合推進部長であります馬神からご挨拶を申し上げます。

○総合推進部長 馬神

都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神でございます。皆様方におかれましては、ご多用中のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から、東京都の交通安全対策に深いご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本日は、9月21日から実施されます「令和8年秋の全国交通安全運動」の推進要領等をご検討いただくためにお集まりいただきました。交通安全運動は、都民一人ひとりに「交通ルールの遵守」と「正しい交通マナーの実践」を呼びかけていく絶好の機会であると捉えております。

交通安全運動の重点は4点ございますが、歩行者の安全確保や自転車の安全利用に関するものなど、交通事故を減少させるために重要なものばかりでございます。

普段、交通ルールに関心が薄い人であっても、警察官や街頭ボランティアの方の姿を見ることで、ルールやマナーを意識し、さらには注意を受けるなどした場合には、その後の自分の行動を見直すきっかけにもなるのではないかと考えております。

また、本年 9 月 1 日からは生活道路における法定速度が時速 30 キロメートルに引き下げられます。生活道路においては歩行者の安全が最優先であるという意識を都民に浸透させ、歩行者の安全確保につなげていくことが必要です。

今年の交通死亡事故は、昨日現在で 70 名となっておりまして、残念ながら、前年同期と比べて 1 名多い状況でございます。

この後、警視庁交通総務課の工藤管理官から交通情勢の説明がございますけれども、交通安全運動等を通じて悲惨な交通事故を 1 件でも減らしていきたいと考えております。

都といたしましては、今回の交通安全運動や、年末の「冬の TOKYO 交通安全キャンペーン」などの機会に広く広報啓発を行いたいと考えております。日々発生する悲惨な交通事故を 1 件でも減らすためには、関係機関・団体の皆様の地域や職域に根ざした、きめ細かな活動こそがとても重要です。引き続き、お力添えをいただき、交通安全の輪が広がりますようご協力をお願いいたします。

結びに、「世界一の交通安全都市 TOKYO」を目指して、社会全体に交通安全の機運が高まりますことを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○都民安全総合対策本部 松崎

ありがとうございました。なお、馬神部長につきましては、公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

それでは、議事進行に先立ちまして、事前に配信しました資料の確認をさせていただきます。配信資料は、順次映写をさせていただきます。まず、会議次第。その次に、都内の交通事故発生状況。次に、令和８年秋の全国交通安全運動の重点（案）。３点目が、令和８年秋の全国交通安全運動の重点設定理由（案）。続きまして、令和８年秋の全国交通安全運動推進要領（案）。そして、最後にリーフレット（案）になります。本日の資料は以上となります。

それでは、次に「都内の交通事故発生状況」につきまして、警視庁交通部交通総務課 工藤管理官からご説明をいただきます。工藤管理官、よろしくお願いいたします。

○警視庁交通部交通総務課 工藤管理官

皆さんお疲れ様でございます。警視庁で交通安全担当管理官を仰せつかっている工藤と申します。

まずもって日頃から、皆様方には、交通事故防止についての取組にご尽力いただいていることをこの場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは早速、資料に基づいて、本年上半期の都内における交通事故の発生状況について説明をさせていただきたいと思います。１枚おめくりいただきまして、１の都内の交通事故の状況でございます。本年は、発生件数及び死者数、負傷者数ともに前

年同期比で減少しておりますが、死者数につきましては 65 人ということで、過去 5 年平均と比べてみますと 5 人ほど多いというような状況でございます。

死亡事故の発生時間帯ですが、各時間帯で発生しております。特に朝の 6 時から 10 時、夕方の 4 時から 8 時、いわゆる出勤退勤の通勤時間帯に多く発生しております。状態別で見ますと、歩行中に亡くなられた方が 31 人と全体の 47.7%と最も多くなっております。次いで二輪車の 20 人という状況です。年齢層別では 65 歳以上の高齢者が 29 人で、44.6%を占めておりまして、次いで 50 歳代が 12 人となっております。これは毎年同様の傾向を示しているところでございます。

資料 1 枚おめくりいただきまして、2 の子供の事故の状況でございます。発生件数及び負傷者数は前年同期比で若干の増加を示しておりますが、子供の死亡事故については本年の発生はございません。子供の人身事故の発生時間帯ですが、顕著に午後 4 時から 6 時が多くなっておりまして、下校途中または遊んだ帰りの時間帯に集中しております。年齢層別・状態別では、人口構成比も関係していると思われませんが、小学生の事故が最も多くなっております。また、自転車利用中の事故は中学生、歩行中の事故は小学生が多いという特徴がございます。ヘルメットの着用は、大人に比べると着用している子供が多い状況ではありますが、引き続きしっかりと習慣化させる必要がございます。

1 枚おめくりください。3 の高齢者の事故についてでございます。（1）の時間帯別、棒グラフのところですが、見ていただいておりますとおり、いわゆる日中帯での死亡事故の発生が多くなっております。（2）の事故類型別を見ていただくと、横断

歩道横断中に多くの高齢者が事故で命を落とされております。また車を運転される高齢者は、右折時や出会い頭での事故により多く亡くなられているといった状況でございます。

もう1枚おめくりいただいて、4の二輪車の事故の状況でございます。こちらも発生時間帯、午前4時から午前8時までの間、こちらの時間帯で死亡事故が多く発生しております。年齢層別で見ますと、50歳代が7人と最も多く亡くなっております。

(3)の事故類型別で見ますと、右折時が5人と最も多くなっておりまして、次いで車両単独、追突という状況です。特に右折時、単独、追突は例年多く発生しておりまして、二輪車事故の大きな特徴とも言えます。時間と心に余裕を持った運転や、安全なハンドルブレーキ操作、速度の出し過ぎに注意する必要があります。また、本年は二輪車の後部座席に乗っていた方が転倒、振り落とされて、他の車両にひかれてしまつて亡くなるといった事案も数件発生しております。

1枚おめくりいただきまして、5の自転車の事故状況でございます。自転車利用時の死者数は6人ということで、前年同期比で4人減少しておりますが、自転車が関与する交通人身事故、いわゆる関与率を見ると、全事故の44.7%、いまだに高い割合を示しております。特徴といたしましては、亡くなられた6人中5人の方が高齢の方という点です。加齢に伴う身体機能の低下と合わせて、ヘルメットの未着用という点が要因として挙げられると思います。

1枚おめくりいただきまして、6の特定小型原付の事故でございます。いわゆる電動キックボードです。発生件数につきましては、今年に入って1月からほぼ横ばい状

態で推移しておりますが、本年6月に残念ながら電動キックボードに乗っていた方の死亡事故が1件発生しております。（2）の人身事故の発生時間帯ですが、朝の通勤通学時間帯に多く、年代別を見てみますと20から30代の比較的若い世代が多く事故に遭っているという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、7の飲酒事故についてでございます。本年は飲酒運転に絡む事故が83件発生しておりまして、うち5人がお亡くなりになっております。前年同期と比べ死者が4人増加しているという非常に厳しい状況でございます。飲酒事故の発生時間帯でございますが、朝方の6時から8時が13件と最も多くなっております、次いで8時から10時、明け方の4時から6時という状況です。飲酒したら運転しないことはもちろんですが、翌日に運転を予定されている方は飲酒を控えていただくということが大事になってまいります。ご自身では大丈夫と思っていても、体内からアルコールが検出されれば飲酒運転として検挙されます。また、例年7月から気温の上昇とともに飲酒事故が増加傾向にありますので、警察としても危機感を持って取組を進めているところでございます。説明は以上となります。

参考連絡となりますが、令和9年春の全国交通安全運動についてです。来年4月は4年に一度の統一地方選が実施される年であり、通常であれば5月に実施されるところですが、所管する内閣府から、子供の交通事故抑止に注力するという趣旨から、来年の春は平時どおり4月6日から15日まで実施する予定であるとの通知がございました。各団体におかれましては、取組計画の参考としていただければ幸いです。

最後になりますが、皆様と力を合わせて活動することで、必ず悲惨な交通事故を減らすことができると思っております。引き続き各種取組に対してご理解とご協力をお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。以上です。

○都民安全総合対策本部 松崎

ありがとうございました。続きまして、議題の方に移りたいと思います。令和8年秋の全国交通安全運動推進要領（案）について、都民安全総合対策本部総合推進部交通安全対策担当課長の平からご説明をいたします。

○総合推進部交通安全対策担当課長 平

幹事の皆様には、日頃から交通安全対策にお力添えをいただき、誠にありがとうございます。本日は、私から「令和8年秋の全国交通安全運動の推進要領（案）」等についてご説明いたします。

まず初めに、秋の全国交通安全運動の期間は、例年どおり9月21日（月曜日）から30日（水曜日）までの10日間です。9月30日（水曜日）は「交通事故死ゼロを目指す日」となっております。

次に、秋の全国交通安全運動の重点（案）をご覧ください。重点は4点です。全国重点3点と東京都の地域重点1点で構成されています。全国重点は全国共通の重点であり、地域重点は、地域の交通事故実態に即して東京都独自に定めているものです。

まず、重点1「歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進」についてご説明いたします。交通死亡事故死者数全体を状態別に見ると、歩行中の割合が最も高く、その中



で高齢者の割合が約7割を占めています。また、秋口から年末にかけて、夜間における歩行中の交通事故死者数が多くなる傾向があります。歩行中死者数の半数以上には、横断歩道外横断や信号無視等の法令違反が認められており、横断歩道を渡るとき、信号機のある場所では信号に従うことなど、基本的な交通ルールが十分に守られていない状況があります。このため、歩行者に対し、安全な横断方法の実践を促すとともに、反射材用品や明るく目立つ色の衣服等の着用を呼びかける必要があります。さらに、次世代を担う子供の命を社会全体で交通事故から守ることは重要です。幼児・児童の死者・重傷者では、歩行中や自転車乗用中の割合が高く、特に歩行中の小学生的死者・重傷者については、通行目的のうち登下校が全体の約4割を占めるなど、依然として道路上で子供が危険にさらされている状況があります。加えて、道路交通法施行令の一部を改正する政令により、本年9月1日から生活道路における法定速度が時速30キロメートルに引き下げられます。「生活道路は人が優先」という意識を国民に浸透させ、歩行者の安全を確保する必要があります。このことから、歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進を重点に設定しております。

次に、重点2「夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や『ながらスマホ』の根絶」についてです。例年、日の入り時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて、重大事故が多発する傾向にあり、その多くが歩行者です。また、飲酒運転やスマートフォン等を使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった交通事故も、いまだ後を絶ちません。このため、自動車等の運転者に対し、夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用を促進するとともに、飲酒運転や

「ながらスマホ」の根絶を図る必要があることから、重点に設定しています。なお、75 歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有人口あたりで見ると、75 歳未満の運転者と比較して約 2 倍発生しており、その要因として運転操作不適に起因する事故が多くなっていることにも留意が必要です。

重点 3 は「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底」です。自転車乗用中の交通事故死者数は近年減少傾向にありますが、約 8 割に法令違反が認められ、年齢別では 65 歳以上が多くを占めています。また、自転車乗用中の死者の約半数は頭部に致命傷を負っており、乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高くなっています。このように、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況にある中、本年 4 月 1 日から自転車について交通反則通告制度が導入されたところであり、交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要があります。また、特定小型原動機付自転車については、自転車や一般原動機付自転車と比較して、全事故に占める飲酒事故の割合が著しく高い状況にあります。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対し、交通ルールの理解・遵守の徹底を促していく必要があることから、重点に設定しています。

重点 4 は「二輪車の交通事故防止です」。こちらは東京都独自の重点です。令和 7 年中の都内における二輪車（原付車を含む）乗車中の死者数は、全死者の 26.1% となっており、全国平均の 18.8% を大きく上回る状況となっております。また、死亡事故の事故類型としては、単独事故、右折時の事故、追突事故の割合が高くなっています。このため、交差点での危険予測の徹底や速度抑制について注意喚起を行うとともに

に、ヘルメットの正しい着用や胸部プロテクターの装着を促進し、自分の身体を守る防護の重要性について周知していく必要があります。また、通勤や業務で二輪車を利用する運転者に対する交通安全啓発を進める必要があることから、重点に設定しています。以上が、令和８年秋の全国交通安全運動の重点（案）についての説明です。

次に、令和８年秋の全国交通安全運動推進要領（案）をご覧ください。関係機関・団体・区市町村等における推進事項について、簡潔に記載しております。全国交通安全運動期間中は、それぞれの実情に応じ、効果的な方法で推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、リーフレット（案）をご覧ください。リーフレットの表紙及びポスターのデザイン原画には、本年の東京都交通安全ポスターコンクールにおいて知事賞を受賞する予定の小学校４年生、高波 景（たかなみ けい）さんの作品を採用しています。リーフレットの内容につきましては、後ほどご確認ください。リーフレット及びポスターにつきましては、９月上旬までに発送する予定です。ポスターにつきましては、交差点や道路に面した施設など、通行人の方々の目に付きやすい場所に掲示していただきますようお願いいたします。以上で、私からの説明を終わります。

○都民安全総合対策本部 松崎

ありがとうございました。続きまして、質疑に移りたいと思います。先ほどの説明につきまして、質問等がございましたらご発言をお願いいたします。ご発言がないようですので、議案は原案のとおりご了承いただけたものとさせていただきます。

以上で、議事は終了しましたので、「首都交通対策協議会安全部会幹事会」を終了させていただきます。本日はお忙しい中、オンライン会議に参加いただきまして、誠にありがとうございました。皆様順次、退出ボタンを押して退出をお願いいたします。